

神谷清掃工場解体工事 質問回答（令和7年8月18日回答分）

番号	箇所等	質問	回答
24	発注仕様書第4節工事範囲5．場内貯留水の処理	ごみピット内に貯留水が約4000m³以上浸水していると記載されています。 ごみピットには基本的に残置物は無いと想定しています。もしある場合のごみピット内残置物想定量及び地下1Fの浸水箇所の汚泥想定量をご教示下さい。更に想定量に対して1.5倍以上出現した場合は設計変更対象と考えていますがそれに関してもご教示ください。	ごみピットのごみ及び灰ピットの灰は施設停止時にクレーンで可能な限り撤去しています。ごみ及び灰の残留量は具体的には想定しておらず、クレーンで除去可能な範囲を超える残留量が確認された場合は設計変更の協議に応じます。なお、地下1Fについてはコンベヤ等に付着している灰以外には残留物はありません。
25	発注仕様書第4節工事範囲5．場内貯留水の処理	ごみピット内に貯留水が約4000m³以上浸水していると記載されています。 7月30日（水）に現調を行いました。地下1Fは約1.4m程度浸水しておりました。9月以降台風シーズンが到来することを考慮いたしますと地下階及びごみ貯留槽への浸出水が増々増えることが想定されます。この浸出水数量及び分析値（地下水放流基準項目）が明確にならない以上、入札金額を確定することができません。今回入札金額を見積もる上で、発注者様からの浸出水量の提示をお願いします。尚、排水工事時に提示数量以上の浸出水が計量された時は設計変更対象と考えています。又浸出水のダイオキシン類及び1-4ジオキサンを分析した結果、下水道放流基準値を上回った場合も、市との協議により設計変更対象と考えています。見解をご教示ください。	水量については本工事の契約時点（令和8年1月）で1FL-2,500mmまで水位が上昇すると想定しており、それを越えた部分については設計変更の協議に応じます。 水質が下水道放流基準を上回った場合については質問番号20の回答と同様です。

番号	箇所等	質問	回答
26	質問回答 17	水量については本工事の契約時点（令和 8 年 1 月）で 1FL-2500mm 分を超えた部分については設計変更の協議に応じますと回答されています。 ごみ貯留槽の浸出水についても数量の規定をお願いします。	水位が 1FL-3, 500mm を超えるとごみピット、灰ピット、地下 1 階の水位は同一となるため、ごみピット部分も基準は 1FL-2, 500mm です。
27	質問回答 20	ダイオキシン類（下水放流基準 10pg-TEQ/L 以下）及び 1・4 ジオキサン（下水放流基準 5mg/L 以下）の濃度分析資料 1 では行われていません。 例えば、1・4 ジオキサンが高濃度の場合フェントン法、過硫酸法、活性炭法等の様々な方法を検証する必要があります。濃度が不明なため見積金額に大きな差異が発生します。又工程にも影響を及びます。よって仮数値でも良いので数値の指針提示をお願いします。提示された数値により見積作成が可能となります。又、分析結果によりこの数値以上の場合は協議及び設計変更と考えます。ご教示ください。	濃度は現状でのピット貯留水量及びクレーンで可能な限り撤去した後に残る灰の推定量から見積もって下さい。 なお、1, 4-ジオキサンの鳥取市下水道排除基準は 0.5 mg/L 以下です。
28	質問回答 2	質問事項 2 に帰結している質問事項がありますので質問回答 2 を代表として確認させていただきます。 いずれも設計変更の協議に応じますと記載されています。特段の疑義が無い場合は設計変更と考えています。ご教示ください。	各事象の発生要因に特段の疑義が無い場合でも、各事象の影響の程度やその他の状況等を踏まえて総合的に判断します。
29	発注仕様書第 4 節工事範囲 5. 場内貯留水の処理	貯留水の下水道排除基準を満たす水質分析は、ごみピット、灰ピット、炉室地下 1 階の各箇所 1 検体ずつでよろしいでしょうか。	灰ピットについては複数深度で分析を行うこととしているため、水質分析は 2 検体以上行なって下さい。ごみピット及び炉室地下 1 階は 1 検体でも構いません。（発注仕様書 p6 第 4 節工事範囲 5. 場内貯留水の処理参照）

番号	箇所等	質問	回答
30	発注仕様書第4節工事範囲5. 場内貯留水の処理	場内貯留水は秋里下水終末処理場にて運搬・処分することとなっておりますが、1日に受け入れることができる処理量に上限はないと考えてよろしいでしょうか。上限がある場合は〇m3/日をご教示ください。	車で運ぶことが可能な程度の量であれば受け入れは問題ありません。
31	公告	様式第5号の使用印鑑届について弊JV代表者である中国支店支店長の印鑑証明書がありません。(実印登録をしていない)鳥取市の指名願いでは社長から支店長へ委任しているため、様式第5号には使用印欄に支店長印、実印欄に社長印、添付資料として社長の印鑑証明書を添付という認識でよろしいでしょうか。また印鑑証明書は写しの提出でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。